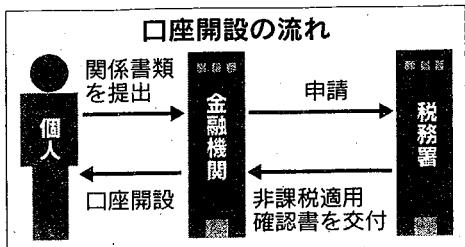


2014年に始まる少額投資非課税制度（日本版ISA＝NISA）でまず注意すべきなのは、いつたん専用口座を開くと最長で4年間は別の金融機関に移せない点だ。NISAでは税務の手続きの関係から、制度が続く10年間を次の3つに分ける。(1)14～17年(4年間)(2)18～21年(4年間)(3)22～23年(2年間)だ。それぞれの期間ごとに、ひとつずつの金融機関しか使えない。例えば、制度が始まる14年に口座を開くと、17年まで別の金融機関には移せない。

2013
9/20
②

わかる投資 NISA 活用のツボ



1人1口座のみ、金融機関を選ぶ

銀行や証券など金融機関によって投資できる金融商品には違いがある。

品ぞろえを比べてから、自分にあつた金融機関を選ぶ必要がある。

口座を開くには、税務署から「非課税適用確認書」を交付してもらわなければならぬ。ただ、税務署へは金融機関が申請してくれる。金融機関に申請書類と住民票の写しを出せばいい。なお、制度を使う年の1月1日

時点で満20歳以上でないと口座は持てない。

税務署への申請が10月1日から始まるのを前に、多くの金融機関はすでに申請書類などを事前に受け付けている。証券界だけでも200万件を超える予約が集まっている。しかし、1人で1つしか口座を持てないので複数の申し込みをする手順となる。

この段階ではまだ、口座の開設が確定していない。複数の申し込みをしている人は、どの金融機関を選ぶか改めて考える必要がある。混乱を避けるためにも、金融機関の申し込みは一つに絞つ面化しそうだ。

その場合、税務署は便宣的にひとつずつの金融機関を割り当てる。選ばれた金融機関は本人に連絡をしてません。当社での開設でいいですか」と確認する手順となる。

この段階ではまだ、口座の開設が確定していない。複数の申し込みをしている人は、どの金融機関を選ぶか改めて考える必要がある。混乱を避けるためにも、金融機関の申し込みは一つに絞つ面化しそうだ。

最長4年は変えられず